

2016 年度 入学試験問題

政経A問

政治・経済

注意事項

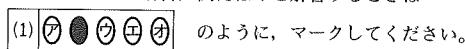
- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙はすべて黒鉛筆(HB)〈シャープペンシルは、HB 0.5 mm以上の中芯であれば使用可〉で記入することになっています。
(万年筆・ボールペン・サインペンなどを使用してはいけません。)
- III 解答用紙右端の出席票に印刷されている受験番号を確認してください。間違いがなければ氏名欄に署名し、切取線から切り離してください。
- IV 試験時間は 60 分です。
- V 問題は 14 ページで大問 4 問です。

マーク記入上の注意

1. 解答欄にマークするときは、HBの黒鉛筆で次の正しい例のように、濃く正確にぬりつぶしてください。
2. マークのしかた

(ア) 正しい例

- a 解答が1つの場合、例えばイと解答するときは



- b 解答が2つの場合、例えばイとウと解答するときは



(イ) 悪い例

(1)	○ ○ ○ ○
(2)	○ ○ ○ ○
(3)	○ ○ ○ ○
(4)	○ ○ ○ ○
(5)	○ ○ ○ ○

○印でかこむ。

全部をぬりつぶしていない。

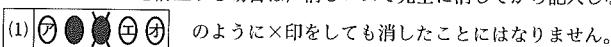
レ印をつける。

印をつける。

1 欄に2つ以上マークする。

} このような記入をしてはいけません。

3. 一度記入したマークを訂正する場合は、消しゴムで完全に消してから記入しなおしてください。



4. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、また汚したりしないでください。

[I] 次の文章を読んで、問(A)～問(H)に答えなさい。

イギリスの政治学者プライスが「地方自治は民主主義の最良の学校」と述べたように、地方自治は民主主義の根幹をなすものとして重要である。日本国憲法には、大日本帝国憲法にはなかった地方自治についての条文があり、第92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」としている。ここでいう地方自治の本旨は、(1)と(2)の考え方から成り、第93条1項および第94条は(1)、第93条2項および第95条は(2)についての規定である。

しかし、戦後日本の地方自治については、多くの問題が指摘されてきた。その一つは、国と地方公共団体の地位が対等ではなく、上下関係に近いというものであった。この根柢とされたのが、地方公共団体の仕事に占める(3)事務の割合の大きさであった。本来は国の仕事であるにもかかわらず、首長など特定の役職者に委任され、大臣の指揮監督を受けなければならなかつた。また、財政に関しても、「(4)」の言葉が示すように地方の自主財源が乏しかつた。国は地方の財政を支援するために、地方交付税交付金制度を設けたり(5)を分配したりしたが、それは財の分配を通して地方公共団体の活動を統制するものだと批判された。

地方公共団体に独自の権限と財源を広く保障しようという動きは、1990年代以降に相次いで法律が制定されたことで加速する。1999年に成立した(6)法は、(3)事務を廃止し、国の直接執行事務とされた事務を除いて、(3)事務を(7)事務と、それ以外で地方公共団体が独自に処理できる自治事務^(②)とに区分した。(7)事務に関しては、地方公共団体の条例制定権^(③)が及ぶ点で、関与が厳しく制限されていた(3)事務とは異なつてゐる。財政面については、(8)内閣が「三位一体の改革」を行い、国から地方への財源の移譲と同時に国からの支援の削減を打ち出した。また平成の大合併といわれる市町村合併は、このような地方分権改革に対応できる基礎自治体を作り出す方策の一つであった。自治体の規模が一定以上になることで、行政能力や効率性の向上、さらに財政健全化を実現しようとするものであったが、必ずしも住民の意思を反映しやすい行^(④)

政のしくみを作り出していくこと、また、財政赤字を抱えた国が、困窮する地方公共団体への財政支援の打ち切りを正当化しているとの見方もあり、さらなる改革が期待されている。⁽⁵⁾

今日、地方公共団体の多くは、経済のグローバル化、少子高齢化、地域間格差の拡大などの深刻な事態に直面している。このなかにあって、地方公共団体は、住民の多様なサービスの要求に応えるべく、計画や執行段階での住民参加の方式を定めたり、多様な民間組織との協働を進めたりしている。また、国も、地方の活性化は国の将来を左右する重要課題との認識のもとで、具体的な取組みを始めている。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

問(A) 文中の(1)～(8)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。

〔語群〕

- | | | | |
|------------|--------------|------------|----------|
| (ア) 住民自治 | (イ) 市民自治 | (ウ) 団体自治 | (エ) 団体委任 |
| (オ) 機関委任 | (カ) 広域行政 | (キ) 二割自治 | (ク) 三割自治 |
| (ケ) 五割自治 | (コ) 政党交付金 | (ケ) 国庫支出金 | |
| (シ) 法定準備金 | (ス) 地方分権改革推進 | (セ) 構造改革特区 | |
| (ソ) 地方分権一括 | (タ) 法定受託 | (チ) 小泉純一郎 | |
| (ツ) 安倍晋三 | (テ) 福田康夫 | | |

問(B) 下線部①に関して、地方交付税の財源に該当するものとして最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 法人税 (イ) 酒税 (ウ) 相続税 (エ) 所得税

問(C) 下線部②に関して、自治事務の内容として最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 旅券の交付 (イ) 病院・薬局の開設許可
(ウ) 飲食店営業の許可 (エ) 都市計画の決定

問(D) 下線部③に関して、地方公共団体は住民の請求に基づき条例を制定する場合があるが、この請求の要件として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 有権者の 30 分の 1 以上の署名を地方議会に提出する。
- (イ) 有権者の 30 分の 1 以上の署名を首長に提出する。
- (ウ) 有権者の 50 分の 1 以上の署名を地方議会に提出する。
- (エ) 有権者の 50 分の 1 以上の署名を首長に提出する。

問(E) 下線部④に関して、住民の意思を反映させる方法として住民投票があるが、住民投票条例を制定し住民投票を施行した事例として最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 沖縄県名護市－米軍基地移転の是非をめぐる住民投票
- (イ) 新潟県巻町－原子力発電所建設の是非をめぐる住民投票
- (ウ) 岐阜県御嵩町－産業廃棄物処理施設建設の是非をめぐる住民投票
- (エ) 大阪府大阪市－特別区の設置(大阪都構想)の是非をめぐる住民投票

問(F) 下線部⑤に関して、地方公共団体の財政状況についての記述のうち最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 2014 年度に地方交付税交付金が交付されなかった都道府県は、東京都のみである。
- (イ) 夕張市は 2009 年に財政健全化団体の指定を受けた。
- (ウ) 地方公共団体は、国が定めた税金以外に新たに地方独自の税金を設定することはできない。
- (エ) 地方公共団体は、債券を発行することができない。

問(G) 下線部⑥に関して、民間の活動を推進するために整備されたN P O法についての以下の記述のうち最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) N P O法が対象とする組織は、非営利組織である。
- (イ) N P O法制定のきっかけは、阪神淡路大震災である。
- (ウ) N P O法は、組織に法人格を与えるものである。
- (エ) N P O法は、組織のメンバーの福利厚生を主たる目的としている。

問(H) 下線部⑦に関して、国は「まち・ひと・しごと創生本部」を設置して長期ビジョンと総合戦略を発表したが、そのなかの政策に含まれているものとして最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 外国企業の地方への投資の推進
- (イ) 若年層の大都市圏への移住の推進
- (ウ) 政府関係機関の地方への分散
- (エ) 「ふるさと納税」の拡充

[II] 次の会話文を読んで、問(A)～問(F)に答えなさい。

妹 「お兄ちゃん、裁判所から郵便が来てるよ。」

兄 「えっ？俺、悪いことはしていないぜ、何かの間違いじゃないか？」

妹 「裁判員の候補者名簿に記載されたんじゃない？」

① 兄 「裁判員？」

妹 「まさか、知らないの？」

兄 「し、知ってるよ、もちろん……。よし、じゃあ、お前が法学部できちんと学んでいるか、兄として確認してやるよ……。」

妹 「本当に知ってるのかなあ。裁判員制度は、司法制度改革の一環として、(1)の制度の導入とほぼ同時期に施行されて6年以上経っているのに。」

兄 「裁判に参加するんだろ？でも、裁判って長い時間がかかるからなあ。遊ぶ時間がなくなっちゃうなあ。」

妹 「争点の多い事件だと、公判が始まってから判決まで相当長くかかってしまうのも仕方ないわ。でも、裁判員裁判の場合は、できる限り短期間に集中して審理を行うためもあって、公判前整理手続を必ず行うことになっているの。
② 公判前整理手続は争点が多い事件だと何年もかかることがあるわ。だから、裁判員制度が始まる前に比べれば、公判は短い期間で終わるのよ。」

兄 「でもさあ、複数の犯罪を実行したと疑われている場合だと、やっぱり長くかかるだろう？」

妹 「弁論が併合された場合、裁判員の負担を考慮して、裁判員の円滑な選任や職務の遂行を確保するために特に必要があるときには、(2)審理と言って、一部ずつ別の裁判員のグループに審理を担ってもらうことができるようになっているわ。」

兄 「そうなのか。でも、俺に裁判員なんてできるかなあ。ひょっとしたら、被告人を死刑にするかもしれないんだよな……。」

妹 「そうよ。裁判員は、司法権を行使する公務員なんだから、しっかりしてよね。」

兄 「死刑にするかどうかって、どう決めたらいいんだろう？その場で集まった

裁判員 6 人の感覚で決めていいのかなあ？」

妹 「そういうわけではない。死刑の判断をする際に国民の意識をどの程度反映させるべきかについては、平成 27 年(2015 年)2 月 3 日の最高裁判所の決定で次のように述べられているわ。

『刑罰権の行使は、国家統治権の作用により強制的に被告人の法益^{*1}を剥奪するものであり、その中でも、死刑は、懲役、禁錮、罰金等の他の刑罰とは異なり被告人の生命そのものを永遠に奪い去るという点で、あらゆる刑罰のうちで最も冷厳で誠にやむを得ない場合に行われる究極の刑罰であるから、昭和 58 年判決^{*2}で判示され、その後も当裁判所の同種の判示が重ねられているとおり、その適用は(3)に行われなければならない。また、元来、裁判の結果が何人にも公平であるべきであるということは、裁判の営みそのものに内在する本質的な要請であるところ、前記のように他の刑罰とは異なる究極の刑罰である死刑の適用に当たっては、公平性の確保^(③)にも十分に意を払わなければならないものである。もとより、量刑に当たり考慮すべき情状やその重みは事案ごとに異なるから、(a)との詳細な事例比較を行うことは意味がないし、相違でもない。しかし、前記のとおり、死刑が究極の刑罰であり、その適用は(3)に行われなければならないという観点及び公平性の確保の観点からすると、同様の観点で(3)な検討を行った結果である(b)の集積から死刑の選択上考慮されるべき要素及び各要素に与えられた重みの程度・根拠を検討しておくこと、また、(4)に際しては、その検討結果を裁判体の共通認識とし、それを出発点として議論することが不可欠である。このことは、裁判官のみで構成される合議体によって行われる裁判であろうと、裁判員の参加する合議体によって行われる裁判であろうと、変わるものではない。』】

兄 「最高裁判所はそう言っているのか。裁判員制度が始まるときには、『国民の良識の反映を』って喧伝してたんじゃなかつたっけ？」

妹 「そうなの。そもそも言わないと参加の協力を得られないと思ったんでしきうね。ある大学の先生は、裁判員制度が始まるころに、死刑の判断は重いか

ら公平性の確保を図るべきだと主張していたら、学会で『独自の見解』って一
蹴されたんですって。でも、最近はその先生の考え方に対する賛同する人が増えて
いるらしいけど。」

兄 「風見鶏みたいな奴らっているよなあ。俺は、検察官や弁護人の主張をよく
聴いて、他の裁判員に流されずに判断するように努力するよ。」

妹 「裁判員になったら頑張ってね、お兄ちゃん。」

*¹ 法的利益。具体的には、生命、身体、名誉、財産など。

*² 死刑の基準について示した判決。

問(A) 文中の(1)～(4)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から
選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- | | | | | |
|-----------|-----------|----------------|---------|---------|
| (ア) 一体 | (イ) 起訴 | (ウ) 区分 | (エ) 繼続 | (オ) 控訴 |
| (カ) 上告 | (キ) 迅速 | (ク) 慎重 | (ケ) 絶対 | (コ) 選任 |
| (サ) 逮捕 | (シ) 断続 | (ス) 評議 | (セ) 少年法 | (ソ) 積極的 |
| (タ) 独断的 | (チ) 場当たり的 | (ツ) 檢察審査会 | | |
| (ナ) 国選弁護人 | (ハ) 弹劾裁判所 | (ナ) 起訴議決(強制起訴) | | |

問(B) 文中の(a)と(b)には、ほぼ同じ意味の語句が入る。(a)に
入れるのに最も適当な語句を次の(ア)～(キ)から一つ選び、その記号をマークし
なさい。

- | | | | | |
|---------|-----------|--------|--------|--------|
| (ア) 規則 | (イ) 先例 | (ウ) 統計 | (エ) 法律 | (オ) 命令 |
| (カ) 統制群 | (キ) 海外の事例 | | | |

問(C) 下線部①裁判員になることができない者は、次の①～④のうち、何人いるか。最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- ① 17歳の者
- ② アメリカ国籍の者
- ③ 懲役刑の判決が確定し、刑務所で服役している者
- ④ 義務教育を終了しておらず、小学2年生程度の学識を有する30歳の者

(ア) 0人 (イ) 1人 (ウ) 2人 (エ) 3人 (オ) 4人

問(D) 下線部①裁判員に認められていない行為として最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 日当の受領
- (イ) 証人に対する尋問
- (ウ) 被告人に対する質問
- (エ) 法律が違憲か否かの判断
- (オ) 判決の宣告をする公判への出頭

問(E) 下線部②公判前整理手続について、適当なものを次の(ア)～(オ)から二つ選び、その記号をマークしなさい。ただし、マークの順は問わない。

- (ア) 裁判員が参加する。
- (イ) 弁護人は期日に出頭しなければならない。
- (ウ) 被害者又は被害者の代理人が求めた場合、弁護人は解任される。
- (エ) 裁判所は、一定の場合に、検察官が弁護人らに証拠を開示するよう命じることができる。
- (オ) 検察官は証明を予定する事実を記載した書面を提出せず、その内容について黙秘することができる。

問(F) 下線部③公平性の確保を図ろうとする見解と論理的に矛盾するものを次の

(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

(ア) 「裁判所は、少数者の人権保障の最後の^{とりで}砦だよ。」

(イ) 「裁判員の男女比や年齢構成は、バランスのとれたものでなければなら
ないよ。」

(ウ) 「量刑を決めるに当たっては、同種の事件やこれまでの判決とのバラン
スを重視すべきだよ。」

(エ) 「裁判員は全国民の代表として量刑を決めるから、その結論がどのよう
なものであっても、民主主義の観点から常に正当で、誤りがないものと言
えるよ。」

(オ) 「裁判員裁判で死刑が宣告された事件において、控訴審で職業裁判官の
判断のみによって死刑判決が破棄されて無期懲役とされることも認められ
るさ。」

〔III〕 次の文章を読んで、問(A)～問(C)に答えなさい。

図1は「ある製品」の市場を描いたものである。図中の右下がりの曲線は需要曲線、右上がりの曲線は供給曲線を表している。

価格の変化によって需要がどれほど変化したかを表す数値は、(1)と呼ばれる。一般に、コメなどの生活必需品では、価格の変化に対して需要の変化がそれほど大きくないため、(1)は比較的小さい。一方、宝飾品などのぜいたく品は価格に合わせて需要が大きく変化するため、(1)が比較的大きいと考えられる。

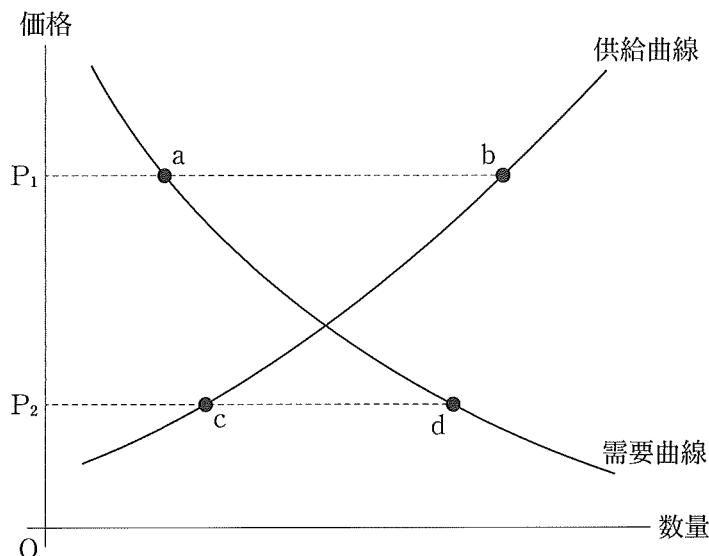


図1

図1を用いて次の事柄について考えよう。市場価格が(2)を上回るとき、(3)が生じるという。市場価格が図中の P_1 のとき、発生する(3)は長さ ab である。また、市場価格が(2)を下回るとき、(4)が生じる。市場価格が図中の P_2 のとき、発生する(4)は長さ cd である。(3)が生じているときは、買い手のニーズに対して売り手の販売意欲が大きく、そのままでは売れ残りが生じてしまう。売り手は値下げを行い、売れ残りが生じないよう

にしようとするため、市場価格は低下する。また、(4)のときは、モノ不足が生じる。どうしても欲しい買い手は高値でも購入しようとするし、売り手は以前より高い価格でも商品が売れることに気付く。その結果、市場価格は上昇する。このような価格の上下動は、(5)の法則と呼ばれる。

競争的な市場では、(3)や(4)が生じたとしてもやがては価格が調節されて(2)に近づいていく。こうした価格の自動調節機能は(6)と呼ばれる。(7)は(6)のことを「見えざる手」と形容したことで知られている。

ところで、市場は万能であるように見えるが、必ずしもそうではない。市場が十分に機能せず、資源の最適配分が達成されないとき、「市場の失敗」が生じるという。例えば、公園や外交、国防などの(8)には、多数の人々が同時に利用できるという性質や誰もその利用を制限されないという性質がある。そのため、公園や外交、国防などは、市場に任せても十分に供給されるとは限らない。

問(A) 文中の(1)～(8)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- | | | |
|-------------|---------------|--------------|
| (ア) フリードマン | (イ) アダム=スミス | (ウ) マルサス |
| (エ) 価格弾力性 | (オ) スタグフレーション | (カ) 価格競争 |
| (キ) 価格メカニズム | (ク) エンゲル係数 | (ケ) 超過供給 |
| (コ) 供給量 | (サ) 機会費用 | (シ) 価格の下方硬直性 |
| (ス) 需要・供給 | (セ) 中間財 | (ソ) 需給ギャップ |
| (タ) 私的財 | (チ) 管理価格 | (ツ) 公共財 |
| (テ) 均衡数量 | (ト) トレードオフ | (ナ) 均衡価格 |
| (ニ) 外部不経済 | (ヌ) 比較優位 | (ヌ) 超過需要 |

問(B) 下線部の内容を表す最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 非競合性 (イ) 非排除性 (ウ) 非効率性 (エ) 非匿名性

問(C) 市場構造や市場における競争に関する記述として、最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 製品の品質、デザイン、広告などの面で行われる競争は、非価格競争と呼ばれる。
- (イ) ある企業の市場シェアが100%であるとき、その市場は独占市場である。
- (ウ) カルテルは競争を促進するための企業間協定のことである。
- (エ) 独占禁止法は、自由で公正な競争を促進するために市場における競争のルールを定めている。

[IV] 次の文章を読んで、問(A)と問(B)に答えなさい。

国境を越えた地球規模での環境破壊は地球環境問題と言われる。特に、(1), (2)層の破壊、野生(3)の減少、地球(4)が近年問題となっている。(1)については、工場・自動車・家庭などから大気中に放出される硫黄酸化物や窒素酸化物が原因となり、森林や農産物などへの被害が問題となる。(2)層は上空で紫外線を吸収する働きを持っているが、冷蔵庫の冷媒・洗浄剤・スプレーなどに使用されてきたフロンガスによって破壊される。(2)層の破壊によって強力な紫外線が地表に降りそそぐことになり、皮膚がんのリスクが増加するなど人体に悪影響を及ぼす。野生(3)の減少は乱獲や環境汚染などが原因であり、その絶滅は生態系を破壊するとともに、人間生活にも深刻な影響を及ぼす。地球(4)は、化石燃料の大量消費によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスによって引き起こされ、海面上昇による低地・島の水没および異常気象の原因と考えられている。

(2)層を破壊する物質は1987年に採択された(5)議定書によって規制されるようになった。絶滅の恐れがある野生(3)の国際取引は、1973年に採択された(6)条約によって規制されている。地球(4)につながる温室効果ガスについては、1997年のCOP3において採択された(7)議定書に先進国の排出削減目標が盛り込まれた。(7)議定書では、基準年を(i)年とし、2008年から2012年の間にEUは8%，日本は(ii)%、アメリカは(iii)%の削減を目指とした。日本でも(7)議定書の採択を受け、1998年に地球(4)対策推進法が制定された。(7)議定書は2005年に発効したが、発展途上国には削減義務が課せられていないことやアメリカが離脱するなどの課題が残された。

問(A) 文中の(1)～(7)に入れるのに最も適当な語句を解答欄に記入しなさい。ただし、(1)(3)(4)は漢字3文字、(2)はカタカナ3文字で記入すること。

問(B) 文中の(i)～(iii)に入れるのに最も適当な数字を解答欄に記入しなさい。ただし、(i)には西暦を記入すること。

(以上)